

税金よもやま話

第
101
回

東京地方税理士会 藤沢支部
萩尾常一

生前贈与による相続税対策

○ はじめに

「相続税（節税）対策」とよく目に、耳にすることが多くなってきました。

昨今はいろんなメディアで、こぞって取り上げています。

既にご存知かとは思いますが、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続開始（死亡）の場合、相続税の基礎控除額が従前の 60% 相当（3,000 万円＋相続人の数×600 万円）に引き下げられたことや、少子化で法定相続人の数が減少していることなどが原因として考えられます。

そこで、様々な相続税（節税）対策の中の一つである「生前贈与」により、相続税の課税財産（相続税の対象となる遺産の額）を減らすことを考えてみましょう。

《ケース 1》暦年課税による贈与

暦年課税とは、年間 110 万円までは非課税となっている一般的な贈与のことです。

これは、受贈者（もらった方）毎に毎年 110 万円の非課税枠がありますので、何年も連続して、何人にも贈与が継続的に出来ます。そして、現金等に限りません。

ただし、贈与者（あげた方）が亡くなった場合に、その贈与者から財産を相続した相続人については、亡くなった日から 3 年間遡って贈与を受けた額を相続財産に加算することとなっています。

このことから、亡くなった日から 3 年を超える贈与や、一代飛ばして孫に贈与することで、相続財産に加算されることなく課税財産を減らすことができます。

《ケース 2》相続時精算課税による贈与

相続時精算課税とは、2,500 万円までは非課税となっている贈与の特例です。

これは、贈与者毎に 2,500 万円の非課税枠があり、何年かに分けて贈与することも可能ですが、この非課税枠が一生分です。

これもまた現金等に限りませんが、贈与者と受贈者の双方に年齢制限があり、贈与者が亡くなった場合で相続税を計算する際には、必ず相続財産に加算することとなっています。（*この特例の場合は一代飛ばしの贈与であっても加算対象となります）

ただし、相続税を計算する際は贈与時の価額で加算されますので、相続時に評価額が高くなっている不動産などの場合には、結果として課税財産が減ることとなります。

なお、この特例を一度選択した場合その贈与者からのその後の贈与は、全て相続時精算課税の対象（暦年課税への変更は出来ません）となり、非課税枠を超えたものは一律 20% の贈与税が課税されます。

《ケース 3》居住用財産（又はその取得資金）の贈与の配偶者控除

婚姻期間が通算 20 年以上であれば、配偶者からの居住用不動産（又はその取得資金）の贈与について 2,000 万円までは非課税となっている特例です。

また、《ケース 1》の暦年課税の非課税枠と組み合わせることで最大 2,110 万円までが非課税となります。

ただし、この特例は同じ配偶者からは一生に一度のみしか適用できません。

贈与者である配偶者が亡くなった場合には、この配偶者控除の特例を適用した部分の 2,000 万円までについては相続財産に加算する必要がありませんので、確実に課税財産が減ることとなります。

《ケース 4》教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与

父母や祖父母が子や孫に対して一定の要件のもとに贈与した場合、教育資金 1,500 万円まで又は結婚・子育て資金 1,000 万円までが非課税となる特例です。

これは、金融機関等に専用口座を開設（受贈者 1 名に対し 1 口座のみ）して、その口座に一括で資金を入金（贈与）するもので、その資金の使い道が限定されており、それ以外の用途に使った場合には贈与税が課税されます。

この場合も、非課税となった部分（その目的に応じて使ったもの）については 相続財産に加算する必要がありませんので、課税財産が減ることとなります。

《ケース 5》住宅取得資金の贈与

父母や祖父母が子や孫に対して一定の要件のもとに居住用の住宅取得のための資金を贈与した場合、その日付や要件等により 300 万円から最大 3,000 万円まで非課税となる特例で、受贈者の年齢や所得金額、家屋の面積等に制限があります。

この場合も、非課税となった部分については相続財産に加算する必要がありませんので、課税財産が減ることとなります。

○ おわりに

生前贈与以外にも、借入金や不動産、生命保険金などを活用する方法や養子縁組など、様々な相続税（節税）対策がありますが、いずれもリスクを伴うものが多いことから、より慎重に検討しなければなりません。

それに比べて「生前贈与」は、比較的手軽に出来る点や相続税（節税）対策に対する効果が分かりやすく、最善と言えるのではないのでしょうか。

いずれにしても、いざとなってからでは遅いので早い時期から夫婦・親子などで考えておくことをお勧めします。

ただし、「生前贈与」する場合は『贈与契約書』を必ず作成して、『贈与税の確定申告』を期限内に提出することを忘れないよう注意しましょう。